

○公共土木事業

道路及び水路の改良工事等を自治会などで施工する場合、市が補助金を交付する事業です。

【事業の種類及び採択要件】

事業名	補助基準	補助率	補助要件
1. 市道の改良及び舗装	国及び県の基準を適用した直接工事費並びに諸経費（20%以内）	10分の10以内 (補助金額は10万円以上250万円以内)	1. 利用戸数5戸以上 2. 改良後の幅員3m以上 3. 舗装の場合現況幅員3m以上
2. 法定外公共物(里道)の改良及び舗装(農林業の振興を目的とするものを除く)			1. 利用戸数5戸以上 2. 改良後の幅員2m以上 3. 舗装の場合現況幅員2m以上
3. 法定外公共物(水路)の改良及び浚渫(農林業の振興を目的とするものを除く)			1. 利用戸数5戸以上 2. 改良後の断面が現況以上

※ 事業に必要な用地については、寄付を条件とします。(所有権移転が可能なものに限る。)

※ 上記表中の補助要件にある利用戸数とは、施設等に隣接する用地所有者のほか施設等の利用者も含みます。

※ 主要な幹線道路については、基本的には対象から外します。

※ 申請者は、「自治会長」を原則としますが、自治会の区域が明確でない地域等においては、事業対象施設利用者の代表者とすることができます。

※ 申請時の添付書類である工事設計書(積算書)、計画図面等は、雲仙市内に所在し、かつ市に入札参加資格申請を行われている建設業者に依頼され作成してください。

※ 市道等の改良にかかる石積みについては、原則として路肩部は練石積み、山留部は空石積みとなります。また、整備後の境界については、路肩部は練石積の根石面、山留部は空石積の根石面と舗装等が接する面となります。